

三木町告示第123号

三木町児童手当事務処理規則をここに公布する。

令和7年5月14日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第13号

三木町児童手当事務処理規則

三木町児童手当事務処理規則（平成24年規則第10条）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（記録・管理すべき情報）

第2条 町において記録・管理すべき情報は、次のとおりとする。

- 一 受給者情報
- 二 関係書類返戻・保留情報
- 三 受給資格調査員証交付情報
- 四 父母指定者管理情報

（父母指定者指定届の処理等）

第3条 町長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第1条の3による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）

第4条 町長は、省令第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には認定通知書を、受給資格がないと認めた場合には認定請求却下通知書を、様式第1号を用いて、請求者に通知するものとする。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第5条 町長は、省令第1条の4第3項の認定請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には認定通知書（施設等受給資格者用）を、受給資格がないと認めた場合には認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）を、様式第2号を用いて、請求者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第6条 町長は、省令第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書を、支給額を改定しないと認めた場合には額改定請求却下通知書を、様式第3号を用いて、請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定届の処理)

第7条 町長は、省令第3条第1項の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第3号を用いて、額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第8条 町長は、省令第2条第3項の額改定認定請求書(施設等受給者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書(施設等受給者用)を、支給額を改定しないと認めた場合には額改定請求却下通知書(施設等受給者用)を、様式第4号を用いて、請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第9条 町長は、省令第3条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第4号を用いて、額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権による額改定の処理)

第10条 町長は、省令第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出がない場合においても、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、一般受給者の場合は様式第3号を用いて額改定通知書を、施設等受給者の場合は様式第4号を用いて額改定通知書(施設等受給者用)を、当該一般受給者又は施設等受給者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る現況届の処理)

第11条 町長は、省令第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知すること。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第12条 町長は、省令第4条第4項の現況届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって児童手当の認定を取り消し、様式第6号を用いて、支給事由消滅通知書(施設等受給者用)を、当該届出者に通知すること。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第13条 町長は、省令第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届出者が一般受給者の場合は様式第5号を用いて支給事由消滅通知書を、施設等受給者の場合は様式第6号を用いて支給事由消滅通知書(施設等受給者用)を、当該届出者に通知するものとする。

2 町長は、省令第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届(施設等受給者用)の提出がない場合においても、受給者のうちに公簿等により支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により児童手当の認定を取り消し、当該受給者が一般受給者の場合は様式第5号を用

いて支給事由消滅通知書を、施設等受給者の場合は様式第 6 号を用いて支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を、当該受給者に通知するものとする。

- 3 町長は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 24 条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第 29 条の 2 の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第 14 条 町長は、省令第 9 条第 1 項の未支払児童手当請求書又は同条第 2 項の未支払児童手当請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- 一 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第 7 号を用いて未支払児童手当支給決定通知書を、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第 8 号を用いて未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）を、当該請求者に通知すること。
- 二 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第 7 号を用いて未支払児童手当請求却下通知書を、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第 8 号を用いて未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）を、当該請求者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第 15 条 児童手当の請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第 20 条の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月 15 日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

- 2 省令第 12 条の 9 に定める申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当の額（法第 21 条又は第 22 条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、町長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。
- 3 前項に定める寄附が行われたときは、町長は、様式第 9 号による児童手当に係る寄附受領証明書を請求者等に送付するものとする。
- 4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第 16 条 法第 21 条の規定に基づく受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等については、三木町児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する要綱（令和 6 年要綱第 18 号）の定めるところによる。

（児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第 17 条 町長は、法第 22 条の規定に基づき児童手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、様式第 10 号による保育料特別徴収通知書を、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

- 2 前項により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当の額（法第 20 条の規定に基づく寄附金額又は法第 21 条の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額とする。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

（支払）

第 18 条 児童手当の支払日は、法第 8 条第 4 項に規定する支払期月の 7 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日又は 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

3 町長は、前項ただし書きの規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、様式第 11 号から様式第 14 号までのいずれかによる児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

（支払の一時差止等）

第 19 条 町長は、法第 10 条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第 11 条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、様式第 15 号又は様式第 16 号により受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第 20 条 町長は、児童手当の支給についての認定、額の改定、支払の一時差し止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消は、文書をもって請求者等に通知するものとする。

（委任）

第 21 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

殿

三 木 町 長

印

認 定

児童手当

通知書

認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、

とおり認定

次の

しましたので通知します。

理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項

1.支給対象児童数	(3 歳 未 満)	人
	(3 歳 以 上)	人
	(第 3 子 以 降)	人
	計	人
2.手当月額	(3 歳 未 満)	円
	(3 歳 以 上)	円
	(第 3 子 以 降)	円
	計	円
3.支給開始年月	年 月 から	
4.支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由	()	
備考		

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

三 木 町 長 印

認定
児童手当 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、

とおり認定
次の理由で請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項							
1.支給対象児童数	<table><tr><td>（ 3 歳 未 満 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>（ 3 歳 以 上 ）</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	（ 3 歳 未 満 ）	人	（ 3 歳 以 上 ）	人	計	人
（ 3 歳 未 満 ）	人						
（ 3 歳 以 上 ）	人						
計	人						
2.手当月額	<table><tr><td>（ 3 歳 未 満 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>（ 3 歳 以 上 ）</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	（ 3 歳 未 満 ）	円	（ 3 歳 以 上 ）	円	計	円
（ 3 歳 未 満 ）	円						
（ 3 歳 以 上 ）	円						
計	円						
3.支給開始年月	年 月 から						
4.支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
5.支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由	（ ）						
備考							

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

殿

三 木 町 長

印

額 改 定

児童手当

通知書

額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 改定
職 権 により、次のとおり 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1.改定後の支給対象児童数	(3 歳 未 満) 人
	(3 歳 以 上) 人
	(第 3 子 以 降) 人
	計 人
2.改定後の手当月額	(3 歳 未 満) 円
	(3 歳 以 上) 円
	(第 3 子 以 降) 円
	計 円
3.改定年月	年 月 から
4.改定（増・減額）の理由	()
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	
()	
備考	

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

三 木 町 長 印

額 改 定
児童手当 通知書（施設等受給者用）
額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 改定
職 権 により、次のとおり 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項							
1.改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>(3 歳 未 満)</td><td>人</td></tr><tr><td>(3 歳 以 上)</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	(3 歳 未 満)	人	(3 歳 以 上)	人	計	人
(3 歳 未 満)	人						
(3 歳 以 上)	人						
計	人						
2.改定後の手当月額	<table><tr><td>(3 歳 未 満)</td><td>円</td></tr><tr><td>(3 歳 以 上)</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	(3 歳 未 満)	円	(3 歳 以 上)	円	計	円
(3 歳 未 満)	円						
(3 歳 以 上)	円						
計	円						
3.改定年月	年 月 から						
4.増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
5.支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
（※） 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください							
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備考							

4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

[illegible]

5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由

[illegible]

第 号
年 月 日

殿

三 木 町 長

印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日

年 月 日

2.消滅の理由

第 年 月 日 号

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

三 木 町 長

印

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日 年 月 日

2.消滅の理由

第 年 月 日

殿

三 木 町 長

印

未支給児童手当 支給決定 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支給児童手当の支給

支給することに決定 については、次のとおり 請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

第 年 月 日

三 木 町 長

印

支 給 決 定

未支払 児童手当 通知書（施設等受給者用）
請 求 却 下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、
支給することに決定
次のとおり 請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容			却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで		
		支払金額	円		
		支払年月日	年 月 日		
		支払方法			
		支払期間	年 月分から 年 月分まで		
		支払金額	円		
		支払年月日	年 月 日		
		支払方法			
		支払期間	年 月分から 年 月分まで		
		支払金額	円		
		支払年月日	年 月 日		
		支払方法			
		支払期間	年 月分から 年 月分まで		
		支払金額	円		
		支払年月日	年 月 日		
		支払方法			

児童手当に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金〇〇〇, 〇〇〇円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、令和 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第 20 条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

三木町長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

住所（法人の主たる事務所の所在地）
氏名（法人名等）
第 年 月 日
様
三木町長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年4月分	(円 月分保育料)	
年6月分	(円 月分保育料)	
年8月分	(円 月分保育料)	
年10月分	(円 月分保育料)	
年12月分	(円 月分保育料)	
年2月分	(円 月分保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 11 号

第 年 月 号
日

殿

三 木 町 長

印

児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

1. 支払期間

年 月分から

年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

年 月 日

時から

時まで

様式第 12 号

第 年 月 号 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

三 木 町 長

印

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。受給者以外の方が受けとれるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 支払期間

年 月分から
年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

年 月 日

時から

時まで

様式第 13 号

第 年 月 日

殿

三木町長

印

児童手当 支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

三木町長

印

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円	

合計 円

殿

三 木 町 長

印

児童手当 支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親等住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 殿

三 木 町 長

印

児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三木町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで